

滞在手続き（ARP）の変更について

平素より GLC の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
下記の通り、急ではございますが ARP 手続きの対象者が変更されました。

ARP (Alien Registration Program)

本人確認のため対象者自身が移民局で指紋認証や顔認証を行う手続き

これまで ACR-I の取得に合わせて、59 日間を超えて（9 週間以上の留学）滞在される学生様を対象に ARP 手続きを行って参りましたが、30 日間を超えて（5 週間以上の留学）滞在される学生様に対象が拡大されました。

=====

変更点：

59 日を超えて滞在する学生様 → **30 日を超えて滞在する学生様（留学期間 5 週間以上～）**

対象者：

30 日を超えて滞在する、滞在延長申請が必要な学生様（留学期間 5 週間以上～）

※GLC スタッフより対象者に直接ご案内いたします

※現地で滞在延長し合計滞在日数が 30 日を超える（合計 5 週間以上～）学生様も対象

適用開始時期：

今週から（8/3～）

費用：

引き続き学生様の負担なし（変更があれば随時ご案内いたします）

その他：

手続き所要時間目安：約 2 時間（待ち時間含む）

※GLC が同行スタッフと送迎バスを提供します。

※手続きは初回 1 回のみ。

※本手続きに伴い欠席となったレッスンの補講はございません。

※移民局訪問前後のレッスンは受講可能です。

=====

突然の発表により、学生様や関係者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。